

議員提出議案

意見書を

関係機関に送付

○義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

(原案可決)

義務教育費国庫負担金制度は、2006年度から国の負担割合が3分の1に引き下げられ、地方が負担する3分の2の財源は、税源移譲と地方交付税による調整にゆだねられ、多くの道府県で財源不足が生じている。削減され続ける地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差は拡大し、「教育の機会均等」を大きく崩す事態となる。仮に、税源移譲配分額が国庫負担削減額を上回る自治体でも、その増額分が教育予算に配分される保障はない。よって、安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度の維持・拡充をはかり、負担率を2分の1に復活することを要望する。

(提出先 内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣)

○地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求めるとする意見書

(原案可決)

国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な改革作業が始まる。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされる状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、次のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

1 地方単独事業による医療費助成と国保国庫負担の軽減調整措置のあり方について、早急に結論を出すこと。

2 検討では、実効性ある施策を進めることが必要であり、子ども等に係る医療支援策を総合的に検討すること。

(提出先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣・総務大臣)

常任委員会の動き

○審査概要・活動

総務文教常任委員会

当委員会では、付託を受けた7議案について審査を行い、原案のとおり可決しました。

また、請願2件については、1件を採択、他の1件を不採択としました。

○指定管理者の指定について(行田市体育施設)

問 公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指定管理者候補として指定した理由は。

答 スポーツの普及振興事業及び市の体育施設の管理運営事業を一体的に行う目的を同財団は有しており、各種スポーツ大会等の開催、指導者の養成、スポーツ少年団の育成等の事業を熱心に実施している。また、同財団の設立の趣旨や活動状況等が本市と密接な関係にあり、民間事業とは異なり営利を目的としない公益財団法人であることから、これまでと同様に公共施設

設としての公平性、公益性を保つと思われる。さらに、実績やノウハウ等もあり、総合公園、公園自体の管理についても同財団を指定管理者候補としており、一体として同じ管理者が管理することが円滑な管理運営につながるとも考えられるため、引き続き同財団を候補とするものである。

○平成27年度行田市一般会計補正予算(第3回)について

問 本市に1億円の寄附があったが、寄附者に用途を説明すべきではないか。

答 寄附申し入れの際、用途を特定の事業に限定した指定寄附の説明を行ったが、市政

全般に広く使ってほしいという寄附者の強い意思により、用途を特定しない一般寄附として受け入れたものである。

また、財政調整基金に積み立てるとの説明も行い、同基金への積み立ては、後年度にわたりその財源が確保され、今後、大きな事業や市の活性化につながる事業などを実施する際の財源として使わせていただく旨の説明も十分に行っている。なお、今後、財政調整基金への積み立てにより、一般財源としての活用となるが、予算化した事業について、寄附者に丁寧の説明していきたい。

建設環境常任委員会

当委員会では、付託を受けた5議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。また、請願1件については、不採択としました。



行田グリーンアリーナ